

横浜市立大学医学部医学科専門教育科目の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学学則第38条（履修年限、履修規則）及び第43条（専門教養科目等）の規程に基づき、横浜市立大学基礎教育科目及び専門教育科目（以下「専門科目」という。）における履修方法等に関する必要な事項を定めるものとする。

(専門科目)

第2条 専門科目は、別表1のとおりとする。

- 2 学科長は、医学教育センター会議の議を経て、各科目について科目責任教員を指名する。
- 3 当該年度に開講する専門科目の科目責任教員は別に周知するものとする。
- 4 学科長は、医学教育センター会議の議を経て、必要な専門科目を設けることができる。

(履修年限、履修規則)

第3条 修業課程を1年次及び2年次から6年次に分け、1年次においては、共通教養科目及び基礎教育科目を履修する。2年次から6年次においては、専門教育科目を履修する。（学則38条2項）

(履修の要件)

第4条 専門科目を履修できる者は、進級判定会議において進級を認められた者とする。

- 2 病棟実習は、実習開始の直近で実施された共用試験(OSCE および CBT)に合格していることを受講要件とする。

(授業出席の義務)

第5条 履修登録した授業には、出席しなければならない。

- 2 授業を欠席した場合、その理由を証明する書類を添えて、医学教育推進課に欠席届を提出することが出来る。欠席届の提出は10日以内を原則とし、理由を証明する書類がない場合は、受理されない。また、欠席届を提出したとしても、授業を出席したことにはならない。ただし、第6条で挙げられている理由で欠席をする場合は、公欠として取扱い、当該学生にとって履修課程上不利にならない対応がなされるものとする。
- 3 欠席届を提出された科目担当教員は、補講および課題を課すことができる。

(公欠の取扱い)

第6条 親族の危篤・死亡、天災、自宅の火災、交通機関の遅延（20分以上）・ストライキ等により授業を欠席した者は、その理由を証明する書類を添えて、欠席届を医学教育推進課に届け出

ることにより公欠として取扱い、当該学生にとって履修課程上不利とならない対応がなされるものとする。また、欠席届の届出は欠席した日より10日間以内とする。

- 2 忌引きの取り扱いについては、1 親等の親族および配偶者の場合には7日間以内、2 親等の親族の場合には5日間以内とする。いずれも日数は、土日を含めた連続した日数とする。危篤の場合は、提出された証明書類をもとに、公欠として取扱う日数を算定する。
- 3 学校保健法施行規則第19条に規定する伝染病に罹患した場合、又は感染したおそれがある場合に、感染性のある期間は出席停止となる。この期間は公欠として取扱い、当該学生にとって履修課程上不利とならない対応がなされるものとする。
- 4 裁判員制度において、学生が裁判員に選出され、本人が裁判所へ出頭することを希望した場合、所定の手続きを行った者に限り、公欠として取扱い、当該学生にとって履修過程上不利とならない対応がなされるものとする。
- 5 欠席届を提出された科目責任教員は、補講および課題を課することができる。

(遅刻・早退)

第7条 講義及び演習の授業時間に係る遅刻及び早退は、次のとおりとする。

- (1) 授業の開始後20分以内の入室を遅刻とし、20分を過ぎての入室は欠席扱いとする。
- (2) 授業の終了前20分以内の退室を早退とする。
- (3) 遅刻または早退2回で、1回の欠席扱いとする。
- (4) カードリーダーを用いる場合は、その認証をもって入退室時間とみなす。

(受験資格)

第8条 受験資格の有無は、科目責任教員が認定する。必要な出席時間数は、原則として、講義・演習については各科目の総時間数の3分の2以上、実習についてはすべての授業への出席を必要とする。受験資格がないと判定された学生には、事前にその旨を伝える。

(試験等の欠席)

第9条 第6条で挙げられている理由および病気・ケガにより試験を受けることができなくなった場合には、所定の試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）の受験を申請することができる。

- 2 病気・ケガにおいては医師の診断書、第6条に挙げられている理由の場合にはその理由書を添付して本人が科目責任教員に届け出なければならない。提出はできるだけ速やかに行うものとし、当該試験終了後1週間を超えてはならない。
- 3 無届けで試験等に欠席した者は、不合格とする。
- 4 共用試験の欠席に関しては別に定める。

(追試験等)

第 10 条 追試験受験申請をした学生には追試験等を実施する。

- 2 追試験等の期日及び方法は、科目責任教員が当該者に連絡する。
- 3 追試験等の期日は、科目責任教員が定めた日とする。
- 4 追試験等に不合格となった者に対して、再試験等を行うことができる。
- 5 共用試験の追試験に関しては、別に定める。

(再試験等)

第 11 条 試験を受験して不合格となった者に対する試験（以下「再試験」という。）は、科目責任教員が、試験等に不合格となった者に対し、行うことができる。ただし、別紙 1 「試験受験上の注意事項」に規程する試験における不正行為を行った者は、再試験等を受けることができない。

- 2 再試験等の期日は、次のとおりとする。
 - (1) 2 年次生、3 年次生、4 年次生及び 5 年次生にあつては、原則として試験期間終了から学年進級判定会議の 1 週間前までとする。
 - (2) 6 年次生にあつては、試験期間終了から卒業判定会議の 1 週間前までとする。
- 3 共用試験の試験に関しては、別に定める。

(試験等における不正行為)

第 12 条 試験等において不正行為を行った者については、教授会においてその処罰について審議を行い、次に定めるいずれかの教務上の措置を受け、学籍簿にも記載することとする。併せて、学則第 34 条に規定する懲戒の対象となる。

- (1) 当該学年で履修した全ての科目を零点とする。
 - (2) 当該学期に履修した全ての科目を零点とする。
 - (3) 当該科目を零点とする。
- 2 筆記試験において、次の各号のような状況があるときは不正行為があったものと判断する。
 - (1) 許可された以外の物を参照したとき。
 - (2) 他人の答案を見るなどのカンニング行為をしたとき。
 - (3) 本人に代わって他人が受験したとき。
 - (4) 答案用紙を試験場外に持ち出したとき。
 - (5) その他、監督者による不正行為に関する具体的な注意に反したとき。
 - 3 課題に対する提出物において、次の各号のような状況があるときは不正行為があったものと判断する。
 - (1) 他の者が作成した提出物を転用したとき。
 - (2) 出典を明記しないで引用したとき。
 - (3) 引用箇所と自分の文章を区別せず引用したとき。

(合格・不合格と成績の表示)

第13条 成績の評価は、60点以上を合格点とし、成績の表示は次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 (A+) 90点～100点
- (2) 優 (A) 80点～89点
- (3) 良 (B) 70点～79点
- (4) 可 (C) 60点～69点
- (5) 不可 (D) 59点以下

2 追試験等の成績は、前項により表示する。

3 再試験等の成績は、60点をもって最高点とする。

4 共用試験の可否に関しては、別に定める。

(試験等の結果の告示)

第14条 削除

(進級判定会議および卒業判定会議)

第15条 進級判定は教授会で行うものとする。

2 2年次、3年次、5年次についての進級判定会議は、原則として3月に、6年次の卒業判定会議は原則として1月に開催する。

3 4年次から5年次への進級においては共用試験の成績を最重視して原則として3月の進級判定会議により決定する。

4 学部長は必要に応じて進級判定に関する会議を招集して可否の検討を行うことができる。

(進級の方法)

第16条 各学年の定められた科目を履修し、進級判定会議において進級を認められた者は、進級して次学年の科目の履修を開始できる。

(留年と再履修)

第17条 不合格科目が1科目でもある者は、留年とする。

2 共用試験が不合格の場合は、留年とする。

3 留年した者は、不合格科目を再履修しなければならない。

(規程の改訂及び変更)

第18条 この規程の改訂については、教授会の議を経て学科長が定める。

(委任)

第19条 この規程の施行に必要な事項は、教授会の議を経て学科長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

（経過措置）

- 2 平成 25 年 3 月 31 日において、現に医学部の 1 年次、2 年次及び 3 年次に在籍している学生については、不合格の科目が次の表に定める科目数である場合には、次の学年に進む（以下「仮進級」という。）こととする。ただし、出席日数の不足による不合格についてはこの限りではない。

判定時の 学年	年度	
	平成 25 年度	平成 26 年度
2 年次	1 科目	—
3 年次	2 科目	—
4 年次	2 科目	1 科目

- 3 前項により仮進級した学生の各科目の責任教員は、仮進級した学年の進級判定会議までに、進級判定試験を実施する。
- 4 仮進級した学生が、前年度の学年で不合格となった科目について、引き続き不合格となった場合は、仮進級した学年にとどまる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 第 4 条第 2 項については、平成 27 年度共用試験で合格した学生は従前の通りとする。

<別表 1 は削除>